○法務省告示第五十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年七月一日

法務大臣　平口　洋

前橋地方法務局所属	鍛冶　宗宏
京都地方法務局所属	田中　和明
奈良地方法務局所属	坂　佳恭
和歌山地方法務局所属	三木　秀樹
岐阜地方法務局所属	鳥丸　忠彦
富山地方法務局所属	池田　仁
広島法務局所属	石川　亮
松江地方法務局所属	山口　正広
福岡法務局所属	中嶋　武彦
盛岡地方法務局所属	小松　淳也
札幌法務局所属	佐々木　賢
旭川地方法務局所属	羽澤　政明

○財務省告示第百八十二号

関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年七月一日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。 なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 ［一～三十三　略］ 三十四　長崎税関三池税関支署佐賀空港出張所 ［三十五～三十九　略］ 四十　沖縄地区税関宮古島税関支署 四十一　［略］	関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。 なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 ［一～三十三　同上］ 三十四　長崎税関三池税関支署久留米出張所 ［三十五～三十九　同上］ ［号を加える。］ 四十　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第八百七十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	全国畜産農業協同組合連合会 下妻食肉事業所	茨城県下妻市二本紀千百四十二番地
（略）	（略）	（略）	（略）

○特許庁告示第十一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第６号	株式会社ＡＩＲＩ	（本社） 東京都港区高輪一丁目３番１３号
第１５号		（横浜支所） 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番地１
第２３号		（京都支所） 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町３５８番地
第２５号		（大阪支所） 大阪府大阪市中央区北浜二丁目２番２２号
第３６号		（名古屋支所） 愛知県名古屋市中村区並木二丁目１８２番地
第４２号		（名古屋支所第２オフィス） 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目１１番２２号
第４６号		（つくば支所） 茨城県つくば市東新井３番地４
第５６号		